

安平町監査委員からのお知らせ

発行 安平町監査委員

認定こども園の民営化に関する

住民監査請求の監査結果

平成27年12月4日付けで受理した住民監査請求の監査結果の内容についてお知らせします。

◆請求1 「基本協定」は不当な契約の締結に当たり無効である。

(1)本協定は、町長の虚偽答弁に起因するものであり、契約の正当性を失うものである。
(2)町が法人に対し行なった、過剰な財政的・政策的な優遇は結果的に公募の公平性を損なった不当な契約の締結である。

そのため、本協定を廃棄し、募集条件を優遇された内容を含めたものとして、募集のやり直しを求める。

【監査結果】

事実証明として関係書類(記録)が提出されているが、これらの内容をもって虚偽答

弁と判断するには至らなかった。

また、決定を受けた法人との協議によって一部に内容変更されている部分は見受けられるが、根幹的な部分での内容変更ではないものと受け止めた。

以上のことから、今回の「基本協定」は不当な契約の締結に当たらないものと判断する。

◆請求2 備品の無償譲渡と設備の無償貸与は財産の管理を怠った行為に該当する。

町で開設して間もない「はやくた子ども園」が、民営化しなければならぬ経済的社

会的必要性は認められず、協定による備品の無償譲渡と設備の無償貸与は、町に財産上の損害を与えるものであり、不当な処分と該当する。

そのため、不当な処分を解消するために、本協定を廃棄することを求める。

【監査結果】

備品の無償譲渡は、移管後1年間の継続使用の義務付けがあり、更には園外への持ち出しを禁じるなどの対応がされている。

また、土地建物の設備等については自動更新規定のある5年間の無償貸与内容であり、継続性があるものに係る契約内容では自動更新規定を設けることは一般的な内容であり、それをもって財産の管理を怠った行為であるとか、不当な処分と該当するものとは判断できない。

◆請求3 法に規定された内容を含まない予備協定を根拠とした支出は、不当な公金の支出に該当する。

予備協定の内容に含んでい

るものは、準備のための経費の負担だけであるため、その内容の予備協定を根拠とした引き継ぎのための予算計上と予算執行を行なったことは、不当な公金の支出に該当するものである。

そのため、民営化準備業務委託料(6,091千円)、園庭等整備プラン策定業務委託料(305千円)として予算計上されている内で執行分の費用の返還を法人に求める。

【監査結果】

予備協定は、基本協定を正しに締結する前に、町と法人が町立はやくた子ども園の民営化について、公私連携幼保連携型認定こども園への移行を目的として進めるにあたり、必要な事項を定めるためのものであり、その第6条で事前準備に係る経費の負担について取り決めたものである。

予算の計上と執行は、予備協定に関連して民営化を進める上で、予算等具体的なものとして出てきたもので、不当な公金の支出に該当するものではなく何ら問題が無いものと判断する。

よって、指摘の2つの業務委託料の返還は必要が無いものと考えらる。

【総体結果】

今回の住民監査請求については、上記のとおり3点の請求内容がありました。監査の結果はいずれも問題点等は確認できませんでした。

以上のとおり、請求人の主張には理由が無いものと監査委員の合議により判断し、本請求を棄却しました。

▼住民監査請求に関する問い合わせは、左記までご連絡ください。

問合せ 安平町議会事務局

☎ 2411

